

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和2年12月28日付.保医発1228第1号、第2号及び第3号.令和3年1月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
薬物代謝酵素 CYP2C9遺伝子多型	2,037点	区分番号「D006-7」 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 (遺伝子関連・染色体検査)

二次性進行型多発性硬化症患者に対するシポニモドマル酸の投与の可否の判定又は投与量の判定を目的として、リアルタイムPCR法により、全血又は口腔粘膜から抽出されたゲノムDNA中の薬物代謝酵素CYP2C9遺伝子多型を測定した場合は、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

#### ●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
インターロイキン-6 (IL-6)	170点	区分番号「D008」 内分泌学的検査 (生化学的検査II)

全身性炎症反応症候群の患者(疑われる患者を含む。)の重症度判定の補助を目的として、ECLIA法により血清又は血漿中のインターロイキン-6(IL-6)を測定した場合は、170点を一連の治療につき2回に限り算定する。

なお、本検査を実施した年月日を診療報酬明細書に記載すること。また、医学的な必要性から一連の治療につき3回以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

#### ●弊社受託検討中

次ページに続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**  
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1  
 ☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play

Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



項目名	保険点数	区分
HIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体	660点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

スクリーニング検査としてのHIV-1,2抗体定性若しくは同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、HIV-1,2抗体定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定量が陽性の場合の確認診断用の検査として、イムノクロマト法により、全血、血清又は血漿中のHIV-1特異抗体及びHIV-2特異抗体を検出する検査を行った場合は、660点を算定する。

なお、本検査を実施した場合、HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)及びHIV-2抗体(ウエスタンブロット法)は、別に算定できない。

●弊社受託検討中

項目名	保険点数	区分
悪性腫瘍組織検査 相同組換え修復欠損 販売名: myChoice 診断システム	32,200点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)

卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、32,200点を患者1人につき1回に限り算定する。

卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。

●弊社受託未定

◎適用範囲が拡大された検査項目

項目名	保険点数	区分
BRCA1/2遺伝子検査 (腫瘍細胞を検体とするもの)	20,200点	区分番号「D006-18」 BRCA1/2遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)

腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に検査を実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

下線部の適用及び算定基準が追加されました。

●弊社受託未定

項目名	保険点数	区分
BRCA1／2遺伝子検査 (血液を検体とするもの)	20,200点	区分番号「D006-18」 BRCA1/2遺伝子検査 (遺伝子関連・染色体検査)

血液を検体とするものについては、転移性若しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

治癒切除不能な膵癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は膵腫瘍に関して専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。  
転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。  
治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

下線部の適用及び算定基準が追加されました。

●弊社受託未定